

○議長（茅沼隆文）

日程第２ 議案第２８号 開成町営水泳プール条例を廃止する条例を制定することについてを議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成町営水泳プール施設の老朽化に伴い、当該施設を廃止し、代替の施設を設けないことから開成町営水泳プール条例を廃止する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

では、議案を朗読させていただきます。

議案第２８号 開成町営水泳プール条例を廃止する条例を制定することについて。

開成町営水泳プール条例を廃止する条例を制定する。よって、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２９年９月５日提出、開成町長、府川裕一。

１枚おめくりください。続きまして、条例を読み上げさせていただきます。

開成町条例第 号 開成町営水泳プール条例を廃止する条例。

開成町営水泳プール条例（昭和４１年開成町条例第５号）は、廃止する。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

今までの経緯を簡単に説明させていただきます。開成町営水泳プールにつきましては、昭和４１年に開設し、昭和６１年には、小、中プール等を追加整備し、夏季に町民に一般開放する町民プールとして使用してまいりました。約５０年が経過し、近年では、施設の老朽化が著しく、修繕や設備の更新が必要な状態であったこと。また、近年の利用者が減少傾向であったことから、今後は、既存学校施設プールを活用する方針のもと、平成２９年度からは本施設の使用を停止し、開成南小学校プールでの夏季一般開放に切り替えております。

この条例の廃止につきましては、町長の説明にもありましたとおり、今後、町として町営水泳プールを整備する予定がありませんので、条例を廃止するものでございます。

以上でございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

１番、佐々木昇議員。

○１番（佐々木 昇）

１番、佐々木昇です。１点だけ確認させていただきたいと思います。

施設の老朽化ということで、あと夏季町民プール、その辺の機能としては、開成南小学校を開放するということですが、整備された昭和41年、当初、それなりの必要性があったからというようなことでつくられたと思います。現在、そういう状況は変わってきたと思いますけれども、今、開成南小学校、夏季開放されておりますけれども、やはり町民プールとして利用される方、幼少期、小さい方もいらっしゃいます。そんなことを考えますと、町民プールとしてどうかなというようなこともありますけれども、その辺、ハード面、老朽化、これはいたし方がないと思いますけれども、ソフト面的にも、この廃止するにあたって、その辺、十分検証、また議論されたのか、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（遠藤直紀）

議員の御質問にお答えします。

こちらの今の説明をさせていただいたところでございまして、昭和41年ということで、プールに関しましては、開設から50年たっている。小、中のプールの部分につきましても、30年以上が経過しているというところでございます。その老朽化の内容としましては、かなり修繕、工事等を積み重ねて、もうこうこう修繕をこれからもしながらという、大規模なものというのは、なかなか今後難しいだろうということで、その方針のもと、開成南小学校のプールを一般開放するという形にしたものでございます。

開成南小学校のプール、今回、プールの概要としましては、町民プールのように、小、中のプールがございません。その辺をなくなってしまうと、こういう部分がございましたので、今年度はプールフロアを購入しまして、低学年のお子さんには、利用していただけるような形で開放をしたというところでございます。ただ、これまで小学生未満、未就学児の方も使えていたというようなところもございますので、そういった声もあったということは事実でございます。今年度、一般開放してみて、そのあたり、例えば、保護者がしっかりついたりした中で、未就学児でも、フルフロアを利用していただくというようなことも、そのあたりは、今年度の実施結果を踏まえて考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

佐々木議員。

○1番（佐々木 昇）

町民プールのあり方、機能のあり方について、少々私、まだまだ課題があるかなと思いますけれども、ちょっと今回、プール条例を廃止するというようなことなので、町民プール、その辺に関しては、また私違う機会で質問させていただくかもしれませんけれども、今回、条例を廃止するというので、今回はこれで質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございませんか。

2番、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。開成町営水泳プールというのは、昭和41年、自分が生まれたのは昭和42年なので、生まれたときにはプールがあるというところで、夏になると、プールで泳いで楽しんだ記憶が思い出すなという部分で、悲しい反面、いたし方がないなというところでは思っているところなのですが、今回、条例が9月の定例会議に上程されました。上程する前に、ボーリング調査をプールのところですか。行うということで、穴をあけて、修理できないような状態の経過があったという中で、今夏は使えなかったという経過がある中で、このタイミングに条例をあげてきた。本来であれば、もうちょっと前に開成町営水泳プール条例を廃止した中で、ボーリング調査をするのが段階ではなかったのかなと思っているところです。我々もボーリング調査をするよというときに、そこまで頭が回らなかったというところが事実なのですが、手順的な部分というのはしっかり守った中で、こういう部分というのは町民感情が出てくると思うので、ぜひ今後については、そこら辺、もうちょっと神経を使った中で、条例廃止を提案していただきたいと思っているところなのですが、そこら辺の経過について、なぜこの段階に廃止条例を提案したのかという、経過的な説明をお願いしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（石井 護）

それではお答えさせていただきたいと思います。

確かに一般論とすれば、議員のおっしゃるとおりの部分があるかと思いますが、私ども若干調べた中では、必ず条例より先に設置ですとか、廃止ですとか、という決まりは特に、ちょっと見当たらなかった。ただ、おっしゃるとおり、実際、壊しているのに、条例が残っているというのは、これはよくないということですから、そういう点からすれば、手順的には、100点満点ではなかったというのは、ちょっと反省をするところでございます。今後、以後気をつけたいと思います。

ただ、実際、ボーリング調査も始めていますけれども、これは屁理屈になろうかと思えますけれども、壊すのはこれからという形になりますので、私どもも、タイミングというのはあると思えますけれども、今回の9月の上程で、御了承願いたいということであります。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。今回、プールの跡地に庁舎建設をするということで、一大事業として町が動いている中で、ではなくても、町民感情というのがある中で、手順と

いうのはすごく大事だと思うのですよ。その中でプール条例を議会で全会一致になるかどうか分からないですけれども、一致した中で、プールを廃止して、ボーリング調査をして、解体をして、庁舎をつくっていく。その部分というのは大変重要になってくるので、その部分は、今、部長が屁理屈になるという答弁をいただいたのですが、もう少し町民感情を配慮した中で、町の運営をしていていただきたいとお願いするにとどめておきます。

また、プールというのは歴史があって、昭和51年、自分の記憶が確かかどうか分からないですけれども、水不足が起きて、プールを止めた年なんかもあったのですよ。そういう庁舎をつくるときに、この下は、昔はプールがあったのだよというようなものも、何か残していけたら良いかなと思いますので、条例がなくなったから、町営プールはなくなったのではなくて、何かの冊子か何か、企画で考えてもらって、残していただければ、歴史というものが残っていくのかなと思いますので、これは答弁はいいので、終わります。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

では、質疑がないようですので、質疑を打ち切って、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第28号 開成町営水泳プール条例を廃止する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決されました。